



ル 3  
2860



邦城古器

183  
2860

學大田稻早	館書圖
庫文田內	者托寄
號三九	第書托寄
號	第
册	第

門ル名  
號 2860  
卷

天保十三年

分り 初日

大津市

伊豆守

郡域大畧

本邦人皇第一之神武即位初神乃跡遷白  
日向宮宿禰宮郡造「乃」于時天下平定して  
封域未定とて東征して後中州を平け大和攝京  
の東に都を遷す後四方を平定して乃跡を  
山に遷す河を流す中州東海東山山麓山岳高  
南海西海の八ヶ所封域とて乃跡を遷す宗神  
之に於時東南西北四方を平定して或は平之  
は時四方を平定し乃跡を遷す一境三千を平



内田  
大正十一年九月廿四日  
内田 糸子氏 贈

極とを帝詔に漢書に兵を農事と勸令八境也  
分十六國極して後乃十代中務天子乙巳全  
二月勅る漢書の郡境を分て五道と定むと云是なり  
其時五道を分つ甲之十二を畿内を二道と大和山城  
是なり東城を二道と伊勢尾張伊豆安房是なり  
東山を二道とを白鹿原上野陸奥是なり山城を五  
道と越前加賀越中越後佐渡是なり山陰を二道と  
丹波但馬を二道と是や山陽を二道と播磨備前備中  
備後出雲因幡美作是や南海二道と淡路伊豫是

なり西海を二道と畿内を二道と和歌山紀伊を二道と日向是や中海  
十代氏仲哀良臣等とて人頭百を勸神所白皇孫  
女を養ひ及て乃ち皇の上中下を撰て田畠の穀物を  
定む彩羅御衣流星御衣井田の園法を治せり  
是故海池を極て耕耨を教へ桑を植て神を養ひ  
麻を植て布を賞給ふ云々武帝の時上皇の德  
可く下皇の勅出のて政及貴冑と云々凡そ聖賢  
明智なる所中世より多し時ふ若老之年を修む  
天曆七年平武年平泊新と云々善治十七年吳

新に於下字を改題して天友の字地裡に極  
も智らるる神に基き此亦是神也、智人や  
いし人の名をて天平七年より同十七年ぶるこ  
十年しち法皇の御邸邑里村巷を定撰て之を  
ふ姓是を江沼、智らの殿覺ふ侍人氏の位を定  
山川江河のふたふらと天子の御中ふ拘むと貴  
御郡ありと皇極ふと法をまひ名を以て野原ふ  
なり人家出却て山本ありとちうい時をり本郡  
こ始と云るは實せらる事なり、東宮を崇徳は是を制

後河より申ふより以是を是を制し申ふよりあると  
云侍は是を制を古よりふま七た八分とそふ境  
ふ殿なりと依て法皇の御辨記より時の之使境の  
地ふ山を山岩と申すの在てふ村うねり山岩を境と  
いふ神は是を始とも云ふと八分あるの國中を括  
て云ふ國をいして天子の御言語の侍は山本と云  
河内をいす侍は是を中州ともいふとふを幾の  
とさるは是よりをさるは役をさるは中七より一  
東宮及十五のふ是を中州ともいふ侍は侍は



是二度の功し田本立んを二歩止ぎ三拾五歩  
十歩を一段とし十段を合て一町とす一家を二戸とす五  
拾五を一里とす一里毎ふ里を一人とすてその口を拾  
五に農具を備えし此邊を村とす賦役を功儀  
等とす或は十家を合する大村あり別は五を  
若卒とす其の十を割て一里を合て一人とす  
しんを二とす下郡とし四を三とす下郡とし八を  
中郡とし十二を三とす上郡とし六を二とす十六を  
上とす大郡とす一夫の耕する田三段百三段二夫

の職一町二段を氏七人の数を合し七人の氏七人共傳  
夫一人を合す是村庭の夫二段の生する下の田米ハ  
十合の升を二石六斗あり一町六斗六石あり一町二  
段六斗六石二斗六斗あり中郷の田を極庭を和  
等職の田を業とす一夫の合春の精米三石雜  
穀石半業何のりかい精米二石雜穀二石を合し工人  
合是の同一法を以て其を改て精米一石を減し業  
何を以て同一法を下るるを合し柿汁思儀  
赤飯の三器無邊の符器を用高工の赤漆思及

く田器者漆し楮器を用秋は米六斗を煮一日  
食しと昔年のよきと人なかりて中をいしものも精  
米を煮たりをいしと昔年のよきと中をいし秋は中  
其のよきと清酒を飲ふ林をいし中をいし清  
酒を飲ふと無飲の心ははらへり又耕氏四斗を清  
酒をいしふふ癖病あふ癖をいし士商工商の癖をいし  
靴をいし許數り人の心ははらへり人といし精米一斗  
をいしをいしと三斗の心ははらへり楮器の造度一斗二  
寸の赤糸をいし四斗の精米六斗をいしをいしと云

器者ぬの毛をを用是日の方は依て毛の品り下  
多し魚を精米二斗をいし一斗をいしをいし精米  
二斗をいしをいしをいし中をいしをいしを精米  
一斗二斗をいしをいし一斗をいしをいしをいしと云  
衣は昔年のよきと布を煮たりして麻糸を用は  
縁より下寸袖の毛ははらへり下寸僧尼の毛を  
煮たりして佛戒の毛ははらへり後用せぬを  
みいしの心ははらへり表の布は煮たりと云ふたに用は  
目たり者の治の表をいし若年衣の古と下場は是を



著つて一を化つてたる刀を輪傳舟楫の數  
沈滞し由重はる威の程多しあり人成し  
ち好くあり是れ也又亦く成りて水成揚  
る家の大小依て不同ありなる所傳く西風  
思撥て揚るはるも餘傳る中を是  
と大なるは制法あり十二所の教を此より  
半千氏に七十八人百二十所の制法を能く士  
と名中二百所十人の士有り士十人の能くある者  
或はと氏千七のりて一萬二千所或十人

あり是れ流る事と云成に二使にありあり  
有り或あり或に二使ありありありあり  
あり土地のりるを定は法は來民し物と傳  
課しありありありありありありあり  
神職の族の皆の家類比て并ひ下は士農工商の  
民のあり此はありありありありありあり  
文字にありありありありありありありあり  
皆佳きなり此或はありありありありあり  
任してそはありありありありありありあり

子を縁しつてあはつらるるを以て二千石といふは  
唐名はしつらるる 唐人名はるるを以て千石といふは  
江東人氏と利を知て揚州に魚をのりよるるを以て  
穀の塩よりをりて割をりて中脛大魚の上を  
清の魚と名をて中を以て中とせりて中を以て中とせり  
た小者の方の方のふりて麥酒に中を以て中とせり  
の米酒の酒を以て中とせりて中とせりて中とせり  
よりて中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
をりて中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
をりて中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
をりて中を以て中とせりて中とせりて中とせり

穀を以て中とせりて中とせりて中とせり  
氏を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
割を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり  
中を以て中とせりて中とせりて中とせり

中とせり

川一業あるのみい蓋名を蘇山も業をとり只一君に  
糖二振彩若く四振よりと是と一丈の君と一丈  
の君と一氏と一氏君一りこま君も雜穀を  
たも氏家存ぬ候はるる一丈の君に準て雜穀を  
とり村中へ給て四半のふれをりて廿村中の社を  
域例より多々の村に氏後配を許しをるるの事或は  
山田等を用ふ或は塩田の新潟ゆをり計三半をむ  
後後<sup>うら</sup>徳の色をけり流の候はし申上と思ふ申  
然る重七葉ありて村中七葉は古根葉廿大前<sup>三</sup>

前より瓢箪葉葉是を師葉とて是は氏の家を  
數千年の氏の世にひひくた廢て又是は政起り  
又他五とりのくくく流男にせ給ふ事とて上  
一人より十万人とては是を好む事とて元古人の禮を  
もせし故に千とを度とては是を好む事とて元古人の禮を  
是の世に取く申上と思ふ申ひけり浮和の事なり  
此の礼の和はりりり是の世に好む事とて元古人の禮を  
是の世に取く申上と思ふ申ひけり浮和の事なり  
是の世に取く申上と思ふ申ひけり浮和の事なり

後河原の産物より出たものなるを  
清く白く色を振いも、お父に教わらるるは  
清く白く色を振いも、お父に教わらるるは

邦城の産物





